

須 坂

—伝統的建造物群保存対策調査報告書—



2020年7月

須 坂 市
須坂市教育委員会



土蔵造りの町並みの玄関口 ぼたもち石積みの土蔵
(東横町)



店舗と脇門によるリズムを持った町並み (中町)



卯建を持つ民家と町並み (新町)



須坂藩陣屋の大手と街道が交わる丁字路 (本上町)



坂道に連なる土蔵造りの町並み (春木町)



隣家とつながる脇門 (上中町)

はじめに

須坂市長 三木 正夫

須坂市は昭和 29 年（1954）の市制施行まで須坂町と呼ばれ、その大部分は江戸時代に“須坂”と呼ばれた大笹街道と谷街道の辻を中心に発展した地域でした。須坂には、江戸時代 250 有余年にわたり現在の奥田神社境内に須坂藩主堀家の陣屋が置かれ、一帯は小学校、図書館、柔・剣道場などの文教エリアとなっています。

江戸時代の政治・経済基盤を基に、明治から昭和初期にかけて製糸業で栄えた須坂には、多くの工女や職工が集まり、商店や料亭、劇場なども栄え、今日残る町屋や土蔵造りの豪壮な建物が建てられました。

こうした往時の繁栄の名残をとどめる建物が時代とともに次第に姿を消していく中、町並みに価値を見出そうという市民運動が昭和 60 年（1985）頃から起こり、昭和 63 年、翌平成元年（1989）に歴史的建造物の悉皆的な調査と研究を行い、重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指す活動が行われましたが、実現には至りませんでした。

以来、市では「須坂地区歴史的景観保存対策事業補助制度」を創設し、修理・修景事業に対する費用を助成し、町並み景観の保全と古民家の保存に取り組んできました。あわせて、今回の調査対象地区内においてこれまでに 6 件の古民家を取得・改修し、美術館、観光案内所、市民活動の場などとして活用を図ってきました。

この度、前回の調査から 30 年が経過し歴史的建造物の減少も見られる中、ここで改めてその特徴と価値を把握するため、平成 29 年度から令和元年度にかけての 3 年にわたり須坂市須坂地区の伝統的建造物群保存対策調査を、国立大学法人信州大学工学部に委託し実施いたしました。

この調査では、対象を単に建造物だけに留めず、屋敷地内の建物配置の調査や、須坂製糸業の発展に寄与した裏川用水、町に散見されるぼたもち石積みといった環境物件などにも広げて実施しました。

こうした調査を通じて、従来の豪壮な建物群といった価値づけに加え、江戸時代までに形作られた須坂の地割がその骨格を残しつつ、合筆や分筆を経ながら現代にまで継承されていること、江戸時代の町並みを基盤とし近代製糸業の展開とともに発達した豪壮な民家が交じり合う、多様な町並みが生み出されていることが明らかになり、新たな価値づけがなされました。この報告書が当地区における町並み保存活動にとっての良き指針となり、活用されることを切に希望いたします。

最後になりますが、本調査にあたり深いご理解とご協力をいただきました地元区民の皆様をはじめ、終始ご支援、ご指導をいただきました文化庁、長野県教育委員会、現地調査・報告書の作成にこの上ないご尽力をいただきました国立大学法人信州大学工学部の先生方をはじめご支援賜りました調査委員会並びに関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。



須坂地区 範囲図 (S=1/6,000)

第1章 調査の概要

第1節 調査の目的と経過

須坂市は長野県北部の善光寺平に位置し、西は千曲川、東は上信越高原国立公園と、豊かな自然に囲まれた地域である。江戸期の村制度では合計 21 の村がおかれ、早くから多くの集落が形成されていた。なかでも須坂地区は江戸期に須坂藩の陣屋がおかれ、谷街道と大笹街道の 2 本の街道が交わる交通の要衝として町場が形成されており、古くから物資の集積地として栄えた。

須坂地区は、明治、大正期に製糸業によって繁栄を遂げた。須坂地区には数多くの製糸工場が建設され、最盛期である大正 2 年（1913）には工女数が 6,500 人に達するほどであった。この工女たちが歌うために、大正 12 年に中山晋平作曲、野口雨情作詞でつくられた「須坂小唄」は、当時の日本全国に流行し、新民謡の先駆けとなった。

この製糸業の繁栄にあわせて須坂地区は成長を遂げ、富の集積による豪壮な民家も数多くたてられ、その多くが現代まで須坂地区の町並みを形成してきたが、一方で、その存在はながく一般には知られなかった。だが、昭和 60 年（1985）頃から、その存在が注目され、地元の人々をはじめ、ほかの地域の人にも知れ渡るようになった。

須坂地区の建物の文化的価値や特徴を把握するため、昭和 63 年（1988）、および平成元年（1989）には建物調査により調査報告書が作成されているが、当時の調査から 30 年が経過し、歴史的建造物の減少の問題などから、改めてその価値の見直しが必要となった。

本書は、須坂地区の歴史的建造物の特徴を改めて詳細に把握すべく行った保存対策調査の調査報告であり、これをもとに文化財としての価値判断を行い、今後の保存・活用構想を策定する基礎資料とすべく作成した。

表 1 保存活動の経緯

西暦	内容	西暦	内容
1985	須坂新聞にて『須高地方の民家と町並み』（絵と文）の掲載開始	1998	旧越家住宅が開館
1986	信州須坂町並みの会が結成	2001	須坂市ふれあい館まゆぐらが開館
1987	全国町並み保存連盟幹事会が須坂で開催	2002	須坂市ふれあい館しらふじが開館
1988	観光資源調査（旧須坂町）を実施	社会資本整備総合交付金を導入（～2015）	
1989	『須坂の歴史的町並み～シルキータウン・信州須坂の土蔵造りをいかしたまちづくりに向けて～』を刊行	2006	蔵の町並みキャンパス事業が開始（～現在）
	伝統的建造物群保存対策調査を実施	2007	旧上高井郡役所が開館
	観光資源調査（農村集落）を実施	2009	蔵のまち観光交流センターが開館
1990	『信州須坂の町並み～伝統的建造物群保存対策調査～』を刊行	2010	伝統的建造物群保存対策調査対象建築物の現況確認調査を実施
1991	『信州須坂の町並み～福島宿・仁礼宿・及び井上を中心として～』を刊行	2012	景観づくりの会が結成
1993	須坂市須坂地区歴史的景観保存対策事業を実施（～2009）		歴史的建造物登録制度及び歴史的建造物を活かしたまちづくり事業補助金を創設（～現在）
1995	街なみ環境整備事業補助金を導入（～2009）	2013	須坂市景観計画を策定（～現在）
	須坂クラシック美術館が開館	2014	旧小田切家住宅が開館
		2018	伝統的建造物群保存対策調査を実施（～2020）

第2節 調査体制と内容

1. 調査体制

保存対策調査は、須坂市が事業主体となり、平成29年（2017）10月1日、専門家および地域住民による「須坂市須坂地区伝統的建造物群保存対策調査委員会」を設置し、調査計画や調査方針、内容等の指導を得て行った。事務局は、社会共創部生涯学習スポーツ課（現・文化スポーツ課）とまちづくり推進部まちづくり課に置き、須坂市と国立大学法人信州大学工学部建築学科の間で受託研究契約を締結し、調査は信州大学工学部建築学科土本教授・梅干野准教授・松田助教・佐倉助教および各研究室の学生によって行われた。

【調査委員会】

委員長 土本俊和（信州大学工学部教授）

委員 後藤治（工学院大学理事長）、梅干野成央（信州大学工学部准教授）、松田昌洋（信州大学工学部助教）、佐倉弘祐（信州大学工学部助教）、吉澤政己（信濃建築史研究室）、和田勝（信濃伝統建築研究所）、小林裕（須坂市文化財審議委員）、戸松陽子（長野県建築士会ながの支部）、岡村將次（須坂商工会議所 副会頭）、小林義則（須坂景観づくりの会 理事長）、井上光由（文書館専門員）、田子修一、中野博勝、中村清子（地域住民代表）

【調査体制】

委託者 須坂市

受託者 国立大学法人信州大学

調査者 土本俊和（信州大学工学部教授）、梅干野成央（信州大学工学部准教授）、松田昌洋（信州大学工学部助教）、佐倉弘祐（信州大学工学部助教）

調査協力者 信州大学大学院生および大学生

2. 調査内容

須坂地区伝統的建造物群保存対策調査は、平成29年度～令和元年度にかけて3か年度で実施した。平成29年度から調査対象範囲の悉皆調査を行い、平成30年度および令和元年度には、建物調査や史料調査を主に行った。また、建物調査と並行して調査結果を建物所有者へ報告するとともに、伝統的建造物群保存地区制度の理解を深めていただくため、地域住民への説明会の開催や広報誌「須坂の町並みだより」の発行を行った。

【平成29年度】

11月8日に第1回調査委員会を開催し、調査内容や調査方針の検討を行った。同月より外観からの悉皆調査による歴史的建造物の残存状況把握、および水路の分布状況把握を実施した。あわせて、地割の変遷等を把握するため、史料調査を実施した。

【平成30年度】

5月22日、12月19日に調査委員会を開催し、調査の進捗報告や調査内容の確認を随時行った。また、前年度に引き続き外観からの悉皆調査を進めるとともに、個別物件の建物調査を行った。建物調査では、図面の採取とともに、痕跡の把握や史料調査、聞き取り調査を行い、建設年代の推定や建物用途についての把握を行った。あわせて、個人宅や須坂市文書館に所蔵されてい

る史料の調査を行い、江戸期以降の須坂地区の変遷についての把握を行った。

7月14日には「信州須坂の町並み魅力再発見フォーラム」と題して、講演会およびパネルディスカッションを開催した。また、8月20日から9月3日にかけて町別説明会を計7回開催するなどし、地域住民への伝統的建造物群保存地区制度への理解を深めていただくべく、説明会や講演会を設けた。

【令和元年度】

6月6日、12月10日、1月29日に調査委員会を開催し、調査の進捗状況や調査方針、調査報告書作成に向けた検討を行った。また、前年度に引き続き個別物件の建物調査や史料調査を進めるとともに、石積みなどの工作物に関する分布調査や詳細調査を行った。また、前年度からの建物調査対象の個別物件に関して、所有者への調査報告を実施した。

あわせて、古写真などの史料収集を行い、8月10日から9月23日にかけて企画展示「写真と絵で見るあの頃の須坂」を開催し、地域住民に昔の須坂の町並みを振り返っていただくとともに、今にのこる町並みの価値と魅力を再認識いただく場を設けた。

3か年の調査により、須坂地区の悉皆調査、並びに計29物件の建物調査を行った調査結果、および今後の保存・活用構想をまとめた報告書を作成した。



図1 悉皆調査風景



図2 実測調査風景



図3 聞き取り調査風景



図4 地域住民説明会

第4章 須坂地区の伝統的建造物群

第1節 須坂地区の町並み

1. 地割の変遷

須坂地区の町割りがどの段階で行われたかは定かでない。とはいえ、町割りの時期は、江戸前期に須坂藩が立藩し、陣屋が構えられた当時にはさかのぼり、場合によってはこれ以前の中世に起源を求めることもできるだろう。こうした経緯のなかで整えられた近世の地割りに関する史料のうち、最も古い時期の様子を伝えるのが「江戸後期須坂中心部図」（山下徹家文書）である。

地割りの変化を通時的に観察すると、その骨格は遅くとも陣屋町として整えられた時代にさかのぼって形成され、それが近世、近代に町が変容する過程においても維持され、現在へと至っていることがわかる。特に、骨格を構成する街道は旧来の道筋をよくのこしており、また、これに面して発達した屋敷地もよく継承されている。文政10年（1827）の町内絵図と現在の屋敷地の間口を比較すると、変化のない屋敷地が約41%、合筆された屋敷地が約26%、分筆された屋敷地が約6%であった。合筆や分筆された屋敷地も、旧来の屋敷地の大枠を保っているとみれば、江戸期の地割りの約73%が現在に継承されていることになる。街道の交点を基点として、北側は約69%、南側は約62%、西側は約74%、東側は約85%が継承されており、どの部分も江戸期の地割りの形態がよくのこされているといえる。

2. 町並みの変遷

近世の町並みの様子を知ることのできる最も古い史料として、寛政4年（1792）に作成された「須坂町絵図」がある。この史料と文政10年（1827）の町内絵図を重ねると、武家や農人・職人、商人といった職種の違いによって屋根葺き材や建物の建ち方が異なり、商人が集まる街道の交点とその外縁とでは、町並みに明らかな違いが生じていた。いくつかの建築遺構はこの姿に対応しており、この時点の町並みを物語る建物が現存している点は重要である。

一方、復原した江戸後期の町並みと現在の町並みは、大部分が一致しない。この点にこそ、須坂の町の発展の過程が現れている。現在の町並みを構成する建物の多くは、江戸後期から明治期にかけて形成されたものであり、その過程においては、屋根に瓦を葺き、壁を土で塗り込めた、防火性を高めた土蔵造りの普及があった（図5・6）。

須坂地区の土蔵造りについては、土蔵造りを採用している建築遺構の建設年代をふまえば、善光寺門前町で塗屋が奨励されたのと同じ頃、江戸後期からつくられるようになったと推定される。中でも須坂地区の土蔵造りに関する最古級の建築遺構として位置付けられるのは、山下家住宅〔山八〕の店舗である。山下家住宅〔山八〕の店舗は、建設年代が江戸後期にまでさかのぼると推定される貴重な建築遺構である。店舗の屋根は、現在、瓦葺きとなっているが、この屋根は明治期の改築によってつくられたもので、当初は板葺き屋根（3.5寸勾配）であったと想定される。つまり、土蔵造りは一度期にできあがったわけではなく、まずは壁を塗り込めた大壁造りが採用され、その後、屋根の瓦葺きが採用されるに至って成立したと考えられるのである。

明治期になり、製糸業で栄えた町の発展と対応して、土蔵造りはいっそう普及した。近代の町



図5 土蔵造りの町並み（中町）



図6 土蔵造りの町並み（春木町）

並みの様子は、明治22年（1889）に作成された「建物臺帳」（須坂市文書館蔵）から知ることができる。現在の町並みは、明治期にはすでに多くみられた土蔵造りが、さらに普及した結果としての姿を伝えている。土蔵造りの建物が高密に分布しつつも、少数ながら茅葺き屋根、板葺き屋根の建物も現存しており、土蔵造りを指向する発展の過程と、それ以前の様子を伝える古形とが混じりあった、複合的な町並みが継承されているのである。

3. 町並みの性格

（1）伝統的建造物と環境物件の分布状況

1）伝統的建造物：建築物

須坂地区の歴史は複層的である。おそらく中世にさかのぼって町が形成され、近世に堀氏が入り、陣屋町の性格を帯びた。町のなかには、武家や商人、農人、職人が混在して暮らし、農業や商工業を発達させて在郷町とも解釈できる町並みを生んだ。これを基盤として、近代には製糸業を発展させ、製糸産業都市とも呼ぶべき姿へと展開した。こうした歴史のなかで、とくに町の成長の骨格となったのが、集落を十字に貫く街道である。伝統的建造物は、この街道に沿ってその多くが分布している（図7）。

伝統的建造物として主なものは、民家と武家住宅、長屋、宗教施設であり、とりわけ民家が多きを占める。民家の屋敷地には、店舗や主屋（店舗兼主屋）のほか、別棟座敷や土蔵などがたち、そのほかにも付属屋として製糸場や水車小屋といった製糸業に関する施設がのこる。

2）伝統的建造物：工作物

民家には建築物に付属して工作物が分布する。具体的には、民家の屋敷地には間口の端に店舗（店舗兼主屋の店舗部分）に付属して門が構えられていることが多く、また、間口の広い屋敷地にはこれを囲うように塀が設けられている。

第2節 須坂地区の伝統的建造物（建築物）

1. 民家

須坂地区に所在する25棟の民家について、建物調査（写真撮影と配置、平面、立面、断面の実測、痕跡の把握）を行い、現況を記録した。建物調査では、あわせて家の歴史や屋敷地の利用

についての聞き取りを行うとともに、家に伝わる古絵図や古文書、古写真などの史料についても写真撮影を行い、記録した。ここでは、こうした建物調査で得られた情報をもとに、民家の特徴をみていきたい。

(1) 屋敷構え

まず、屋敷地における建物の配置、すなわち、屋敷構えについて、現在の様子を示すとともに、製糸業の展開にともなって須坂地区が大きく発展した時代の様子を示す（図8）。

屋敷地には、表の道に面して店舗を配し、その奥に主屋を配することが多い。店舗へは表の道（街道）から入り、主屋へは屋敷地の脇に設けた門を潜り、外通路を介して入る。屋敷地の表と奥が建物の内部に設けられた通り土間を介してつながるのではなく、外通路を介してつながる点は、須坂の民家の屋敷構えに共通する重要な特徴である。

店舗と主屋の奥には、屋敷地の中ほどに通る水路までの間に土蔵がたつことが多く、その他にも付属屋がたつ。製糸所としても利用された屋敷地には、繭蔵や製糸場、工女宿舎などとして用いられていた製糸業関係の施設の遺構が多くある。

(2) 屋敷地の建築物

調査では、屋敷地にたつ建築物として、店舗と主屋、別棟座敷、土蔵の他、水車小屋や製糸業関係施設など、付属屋を確認した。ここでは、これらの建築物の特徴を個別に示す。

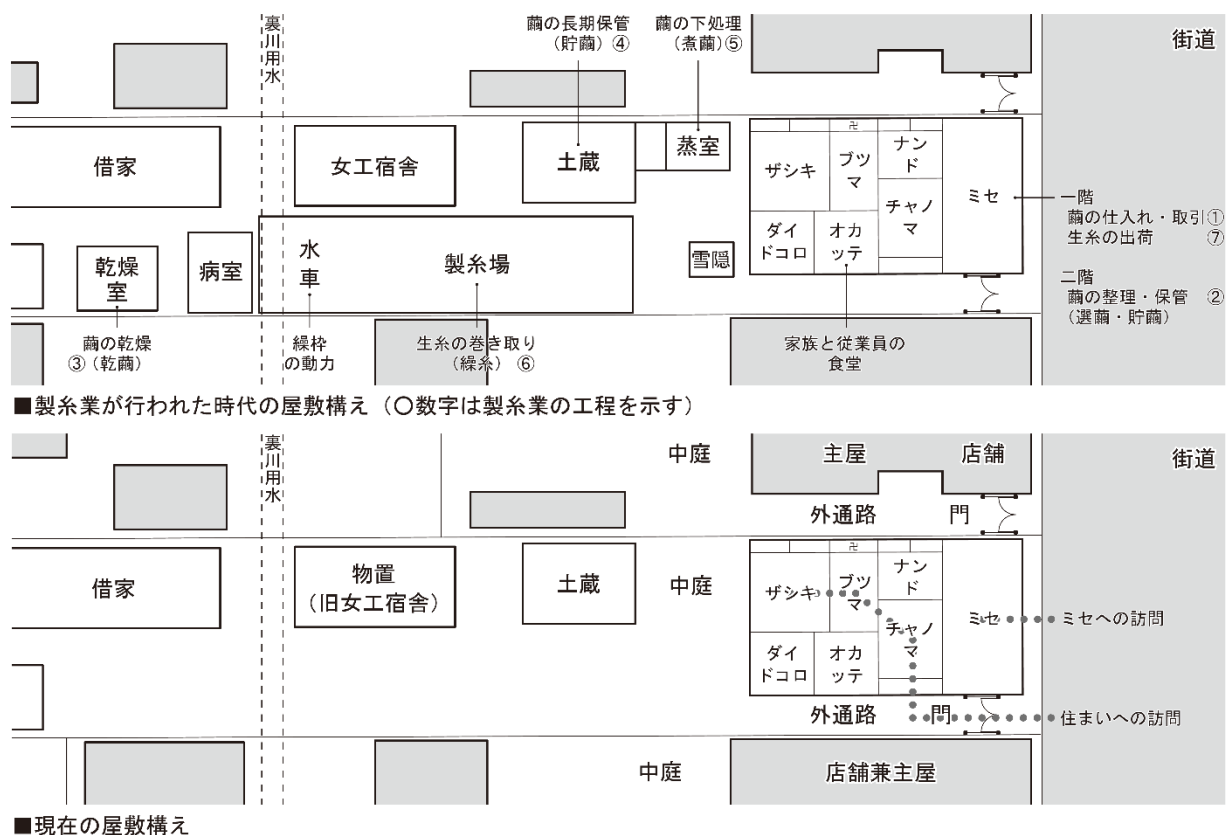


図8 屋敷構えの典型（S=1/600）

1) 店舗と主屋

1-1) 店舗と主屋の関係

店舗と主屋の関係を整理すると、主屋が独立してたつ「主屋」、店舗と主屋がそれぞれ独立してたつ「店舗・主屋」、店舗部分と主屋部分とが一体でたつ「店舗兼主屋」、の三つに分けることができる。「店舗・主屋」と「店舗兼主屋」においては、店舗部分と主屋部分で建設年代が異なっていることが多く、商と住の関係によって民家の変容してきた過程をよく示している。

1-2) 間取りの復原と分類

建物調査で得られた情報をもとに、民家の間取りについて復元的考察を行った。復元的考察にあたっては、まず建設年代の特定につとめ、特定が困難な場合には、編年の指標、例えば、「建物臺帳」(須坂市文書館蔵)の記載の有無、釘の種類、屋根葺き材、軒高寸法、敷居と鴨居の間の内法寸法、などを観察の指標として建設年代を推定した。これをふまえつつ、増改築の履歴を示す痕跡や史料を用いて建設当初の姿やその後の変遷を推定し、現在の主屋(店舗兼主屋の主屋部分)が建設された時点での間取りを復原した(図9・表2)。

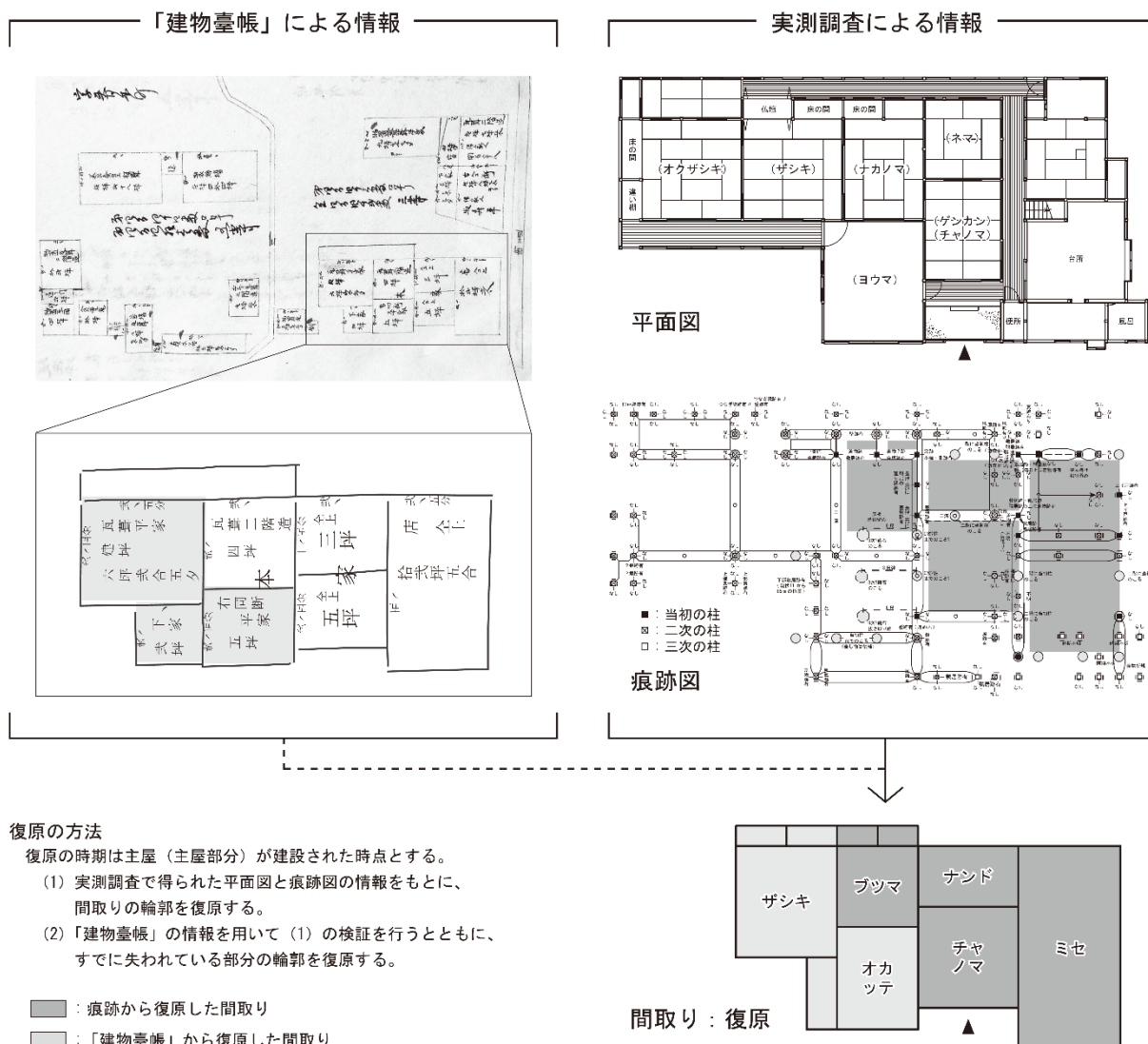


図9 間取りの復原に関する手順

表2 間取りを復原した民家

民家の名称〔家印〕	店舗と主屋の関係	主屋あるいは店舗兼主屋						店舗					
		建設年代	建物 臺帳	釘	屋根 葺材	軒高 〔尺〕	内法 〔尺〕	建設年代	建物 臺帳	釘	屋根 葺材	軒高 〔尺〕	内法 〔尺〕
M 家住宅〔山モ〕	主屋	江戸中期	有	和	茅	8.8	5.7	－	－	－	－	－	－
小田切家住宅〔山カ〕	店舗兼主屋	江戸後期 明治前期に改築	有	和	板	9.4	5.75?	－	－	－	－	－	－
小布施家住宅〔角タ〕	店舗・主屋	江戸後期	有	和	瓦	－	－	江戸後期	有	－	瓦	－	－
小田切家住宅	店舗兼主屋	江戸後期	有	和	茅	11.5	5.7	－	－	－	－	－	－
川浦家住宅	店舗兼主屋	江戸後期	有	和	瓦	13.7	5.5	－	－	－	－	－	－
小林家住宅〔金小〕	店舗兼主屋	江戸末期	有	和	瓦	15.3	5.7	－	－	－	－	－	－
渡辺家住宅	店舗・主屋	江戸末期	有	和	瓦	17.5	5.7	昭和前期 (前身は江戸末期)	有	－	瓦	－	－
旧丸田家住宅	主屋	明治9年(1876)	有	和	瓦	18.0	－	－	－	－	－	－	－
山下家住宅〔山ハ〕	店舗・主屋	明治11年(1878)	有	和 (一部洋)	瓦	19.0	5.7	江戸後期	有	和	瓦 (元板)	13.7	－
旧牧家住宅〔山一〕	店舗・主屋	明治13年(1880) 大正前期に改築か	有	洋	瓦	17.9	5.8	明治前期	有	－	瓦	17.0	－
今井家住宅	店舗兼主屋	明治前期	有	和	瓦	17.1	5.7	－	－	－	－	－	－
神尾家住宅〔山十〕	店舗兼主屋	明治前期	有	和	瓦	16.2	5.7	－	－	－	－	－	－
旧小田切家住宅〔山七〕	店舗・主屋	明治前期	有	－	瓦	18.4	5.8	明治前期	有	－	瓦	17.6	－
旧越家住宅	店舗兼主屋	明治前期 明治後期に改築	有	和	瓦	－	－	－	－	－	－	－	－
阿部家住宅	店舗兼主屋	明治前期	有	和	瓦	－	5.7	－	－	－	－	－	－
神林家住宅〔山吉〕	店舗兼主屋	明治18年(1885)	有	和	瓦	16.8	5.7	－	－	－	－	－	－
中野家住宅〔山中〕	店舗兼主屋	明治中期	有	洋	瓦	18.0	5.7	－	－	－	－	－	－
荒井家住宅	店舗兼主屋	明治37年(1904)	無	洋 (一部和)	瓦	19.3	5.8	－	－	－	－	－	－
丸山家住宅〔丸モ〕	店舗・主屋	明治41年(1908)	無	－	瓦	－	－	明治41年(1908)	無	－	瓦	－	－
牧家住宅〔山三〕	店舗兼主屋	明治後期	無	洋	瓦	－	－	－	－	－	－	－	－
越家住宅〔金丸〕	店舗兼主屋	大正前期	無	洋	瓦	－	－	－	－	－	－	－	－
勝山家住宅〔山ト〕	店舗兼主屋	昭和2年(1927)	無	洋	瓦	－	5.8	－	－	－	－	－	－

主屋あるいは店舗兼主屋の建設年代の古い順に並べている

分類の結果、須坂地区の民家の間取りとして、〈a〉近在の農家と同じ間取り、〈b〉近在の農家と類似する間取り、〈c〉近在の農家と異なる間取り、の三つを把握した（図10）。

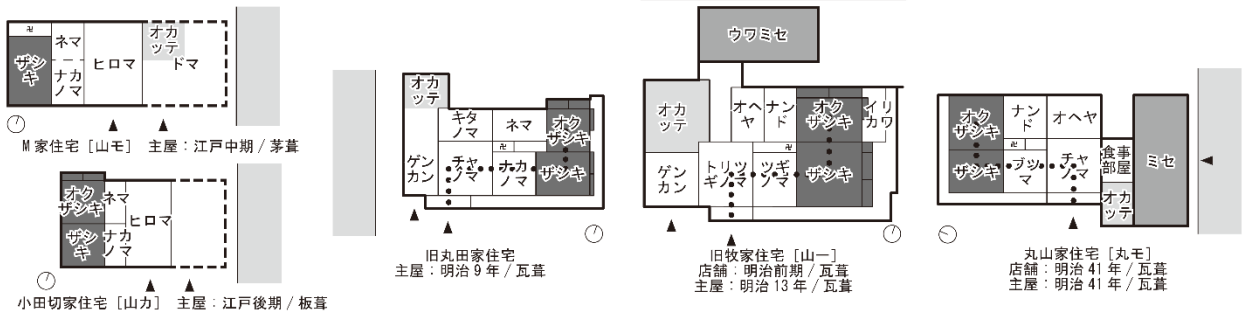
2) 別棟座敷

いくつかの民家において、主屋とは別の建物に座敷を構えた、別棟座敷を確認した。どれも屋敷地の奥、主屋（店舗兼主屋の主屋部分）の裏側にたつ、装飾豊かで上質な建築である。

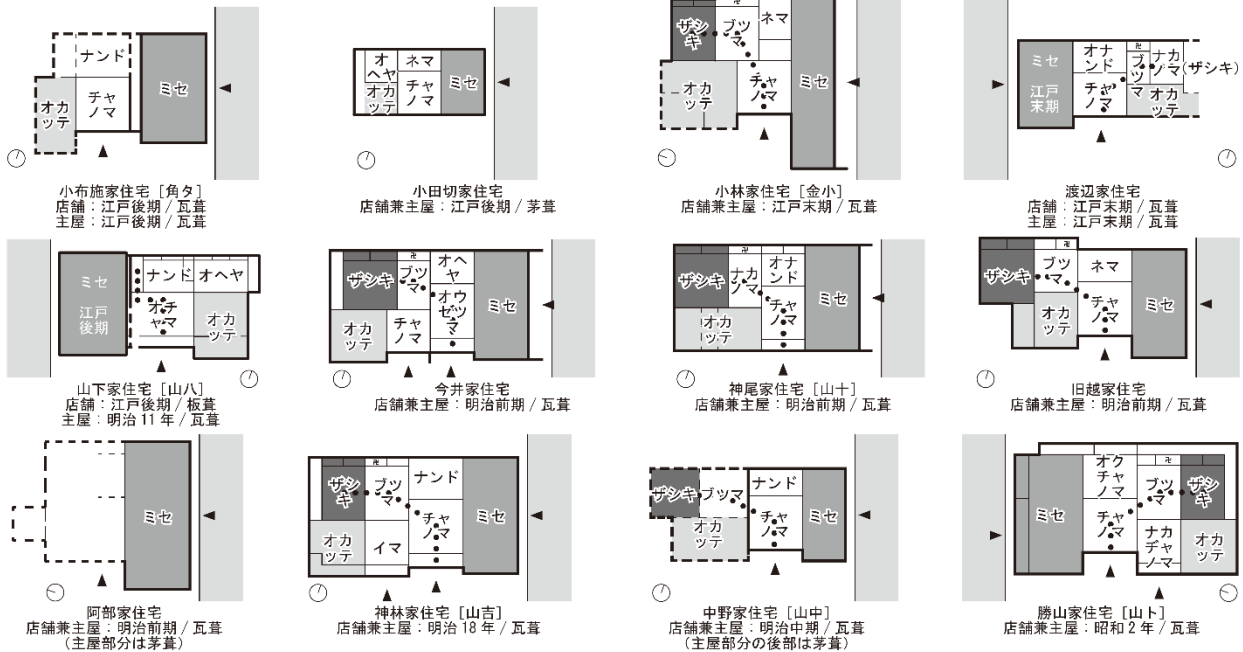
3) 土蔵

大部分の民家では、屋敷地の奥、主屋（店舗兼主屋の主屋部分）の裏側に、土蔵を構える。また、間口の広い屋敷地の民家では、表の道（街道）に面して土蔵を構えることもある。

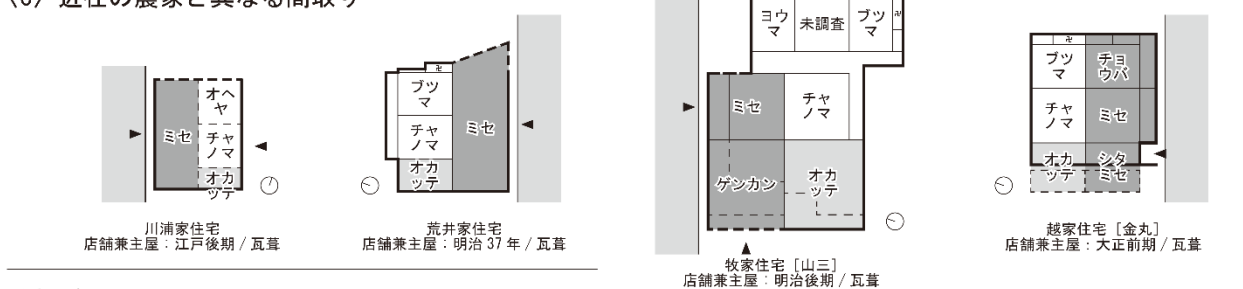
〈a〉 近在の農家と同じ間取り



〈b〉 近在の農家と類似する間取り

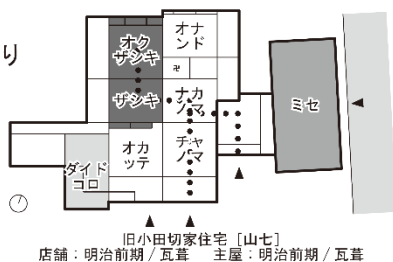


〈c〉 近在の農家と異なる間取り



分類が

困難な間取り



近在の農家の間取り



〔凡例〕

- ：街道
- ：ミセ
- ：オカッテ
- ：ザシキ
- ㊦：仏壇
-：接客の動線
- ：推定した間取り

日本ナショナルトラスト編『信州須坂の町並み調査報告書—福島宿・仁礼宿・及び井上を中心として』をもとに作成

図 10 須坂地区における民家の間取り（主屋部分が建設された時点）の分類 (S=1/600)

2. 武家住宅

武家住宅の遺構としては、新町の小布施家住宅（図 11）と本上町の旧丸田家住宅（図 12）がある。屋敷構えは民家と異なり、塀を周囲にまわして、門から屋敷地に入るといった構成であったと推定される。寛政 4 年（1792）の「須坂町絵図」にも、少数ではあるが前面に塀を構えた屋敷地を確認することができる。屋敷地には、主屋が表の道から後退してたち、前庭を設ける点が周囲の民家とは大きく異なる。土蔵などは、民家と同様に屋敷地の奥に配していたと推定される。

3. 長屋

江戸期の陣屋を描いた絵図にも記録されているように、陣屋の周りには数棟の武家長屋がたっていた。その多くは、木造平屋建て（一部に二階あり）、屋根は切妻造りの瓦葺き、一戸の間口は 2 間あるいは 2 間半ほどで、土間と板の間、これに一間がつく程度の間取りであった。

時代の背景をふまえれば、製糸業の発展を支えた人々の住まいとして、大正期や昭和前期にたてられたものと推定される。

4. 宗教施設

須坂地区には、様々な宗派や建設年代の宗教施設が多く分布する（表 3）。その多くは、近世における須坂藩の成立とともに他所から遷移してきたものである。



図 11 小布施家住宅



図 12 旧丸田家住宅

表 3 宗教施設一覧

	名称（所在地）	主要建築	建設年代	構造
寺院	寿泉院（上町）	本堂	江戸中～後期（様式）	木造 / 平入 / 寄棟・茅葺（鉄板被覆） / 真壁
		北向観音堂	明治前期	木造（舞台造） / 妻入 / 入母屋・瓦葺 / 真壁
	勝善寺（本上町）	本堂	嘉永年間（口承）	木造 / 平入 / 入母屋・銅板葺（もと瓦葺） / 真壁
	宝広寺（本上町）	本堂	江戸末期（様式）	木造 / 平入 / 入母屋・瓦葺 / 真壁
	蓮休寺（本上町）	本堂	江戸末期（様式）	木造 / 平入 / 入母屋・瓦葺 / 真壁
	浄念寺（春木町）	本堂	安政 2 年（棟札）	木造 / 平入 / 入母屋・瓦葺 / 真壁
	新町不動尊（新町）	本堂	大正 4 年（口承）	木造 / 妻入 / 入母屋・瓦葺 / 大壁
	太子堂（太子町）	本堂	天保 4 年（口承）	木造 / 平入 / 宝形・茅葺（鉄板被覆） / 真壁
神社	墨坂神社 芝宮（春木町）	本殿	18 世紀前半（様式）	木造（一間社流造） / 平入 / 切妻・柿葺 / 真壁
	陣屋稻荷神社（常盤町）	本殿	江戸末期（様式）	木造 / 妻入 / 入母屋・瓦葺 / 真壁
	奥田神社（常盤町）	本殿	明治 13 年（口承）	木造 / 平入 / 入母屋・瓦葺
教会	須坂教会（東横町）	礼拝堂	昭和 8 年（史料）	木造 / 平屋 / 半切妻・瓦葺 / 大壁

日本ナショナルトラスト編『須坂の歴史的町並み』（同、1989 年）を参照して作成

表4 建物調査を行った伝統的建造物 一覧 (1/2)

民家

所在地	家名 () 内は現施設名	家印	屋号	生業	伝統的建造物 (建築物)	建設年代 () 内はその根拠	構造形式
東横町	越家住宅	金 丸	—	製糸業 写真館	店舗兼主屋 味噌蔵 土蔵	大正前期 (推定) 明治前期 (推定) 明治前期 (推定)	二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入
東横町	旧牧家住宅 (須坂クラシック美術館)	山 一	—	呉服商 製糸業	主屋 上店 長屋門 土蔵	明治 13 年 (簡書) 明治前期 (推定) 明治前期 (推定) 明治後期 (墨書)	二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (中塗り) / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入 平屋 / 棧瓦葺 / 大壁 (中塗り) / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (中塗り) / 平入
東横町	牧家住宅	山 三	—	製糸業	店舗兼主屋 離れ座敷 土蔵 土蔵 (旧蔵蔵)	明治後期 (史料) 明治後期 (史料) 不明 不明	二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入・妻入 平屋 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入
東横町	小林家住宅	金 小	—	製糸業 養蚕業 農業 煙草販売	店舗兼主屋 土蔵 風呂場 便所 物置小屋	江戸末期 (推定) 大正期 (推定) 大正期 (推定) 大正期 (推定) 大正期 (推定)	二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (中塗り) / 妻入・平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入 平屋 / 棧瓦葺 / 真壁 (白漆喰) / 平入 平屋 / 棧瓦葺 / 真壁 (白漆喰) / 平入 平屋 / トタン葺 / 真壁 / 平入
東横町	丸山家住宅	丸 毛	—	製糸業 荒物商 機織業	店舗 主屋 土蔵	明治 41 年 (史料) 明治 41 年 (史料) 明治 41 年 (史料)	二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (中塗り) / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (中塗り) / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (中塗り) / 妻入
横町	荒井家住宅 (八幡屋金物店)	—	八幡屋	金物商 荒物商	店舗兼主屋 下店 土蔵 (一号・二号) 土蔵 (十号)	明治 37 年 (墨書) 明治前期 (推定) 明治 20 年 (墨書) 明治中期 (推定)	二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (中塗り) / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 妻入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (中塗り) / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 平入
新町	阿部家住宅 (杵屋)	—	—	建具屋	店舗兼主屋	明治前期 (口承)	二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (中塗り) / 平入
新町	勝山家住宅	山 ト	—	製糸業 農業 煙草販売	店舗兼主屋 上店 御飯場 味噌蔵 土蔵 (一号・二号) 病室 釜場 宿舎	昭和 2 年 (口承) 大正 7 年 (墨書) 明治後期 (推定) 明治後期 (推定) 明治後期 (推定) 明治後期～大正期 (推定) 明治後期 (推定) 明治後期～大正期 (推定)	二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (中塗り) / 平入・平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入 平屋 / 棧瓦葺 / 真壁 (白漆喰) / 平入 平屋 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入 平屋 / 棧瓦葺 / 大壁 (中塗り) / 平入 二階 / トタン葺 / 大壁 (中塗り) / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 平入
新町	N 家住宅	—	—	医院	主屋	昭和前期 (口承)	二階 (居住部分は平屋) / 棧瓦葺 / 大壁 / 平入
春木町	M 家住宅	山 毛	—	農業 紺屋	主屋 土蔵 風呂	江戸中期 (推定) 昭和前期 (推定) 昭和 32、3 年頃 (口承)	平屋 / 茅葺 / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入 平屋 / 棧瓦葺
春木町	旧越家住宅 (山丸一番館)	—	—	製糸業	店舗兼主屋 土蔵 (北) 土蔵 (南)	明治前期 (推定) 大正 10 年頃 (墨書) 明治前期 (推定)	二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 妻入・平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (中塗り) / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入
春木町	佐藤家住宅 (宇治の園茶舗)	山 サ	宇治の園	農業 茶小売業	店舗兼主屋 土蔵 物置	江戸後期 (推定) 不明 不明	二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入・平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (中塗り) / 平入平屋 / スレート葺
春木町	小田切家住宅	—	—	—	店舗兼主屋	江戸後期 (推定)	二階 / 茅葺 (トタン被覆) / 大壁 (中塗り) / 妻入
春木町	旧小田切家住宅	山 七	西柵屋	靴屋 製油業 呉服商 製糸業	店舗 上店 主屋 一号土蔵 二号土蔵 三号土蔵 四号土蔵 水車小屋 向こうの家 車寄せ	明治前期 (推定) 明治前期 (推定) 明治前期 (推定) 江戸末期 (推定) 明治前期 (推定) 明治前期 (推定) 明治中期 (推定) 明治後期 (推定) 明治 32 年 (墨書) 明治後期～大正期 (推定)	二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (中塗り) / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 妻入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入 平屋 / 棧瓦葺 / 大壁 (漆喰) / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 真壁 / 平入平屋 / 平屋 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入
中町	中野家住宅 (綿幸) (綿幸サロン)	山 中	—	呉服商	下店 奥座敷 北の土蔵 南の土蔵	明治中期 (推定) 明治中期 (推定) 安政 4 年 (墨書) 江戸後期 (推定)	二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (黒漆喰) / 平入・妻入 三階 / 棧瓦葺 / 大壁 / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 / 妻入

表 4 建物調査を行った伝統的建造物 一覧 (2/2)

中町	川浦家住宅 (ラノッキオ)	—	—	荒物商 煙草販売 切手販売	店舗兼主屋 土蔵	江戸後期 (推定) 明治前期 (推定)	二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 / 平入
中町	山下家住宅 (山下薬局)	山 八	山城屋	薬種商	店舗 主屋 土蔵	江戸後期 (史料) 明治 11 年 (墨書) 江戸末期 (推定)	二階 (望楼有) / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 妻入
中町	渡辺家住宅 (西田屋)	—	西田屋	農業 呉服商 荒物商 洋服販売	店舗 主屋 土蔵 便所 物置	昭和前期 (推定) 江戸末期 (推定) 明治後期 (推定) 大正期 (推定) 大正期 (推定)	二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (黒漆喰) / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 / 妻入 二階 / 棧瓦葺 / 平入 平屋 / 棧瓦葺 / 真壁 (白漆喰) / 平入
中町	小布施家住宅	角 夕	高津屋	農業 乾物商 蚕種業 呉服商	店舗 主屋 蔵屋敷 茶室 土蔵	江戸後期 (推定) 江戸後期 (推定) 江戸後期 (推定) 大正前期 (推定) 明治後期～大正期 (推定)	二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入 平屋 (一部二階) / 棧瓦葺 / 平入 平屋 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入 平屋 / 棧瓦葺 三階 / 棧瓦葺 / 大壁
本上町	神尾家住宅 (ももふくふく)	山 十	—	製糸業	店舗兼主屋 土蔵	明治前期 (口承)	二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 妻入・平入
本上町	今井家住宅 (蝶の民俗館)	—	十一屋	金物商	店舗兼主屋 土蔵	明治前期 (推定) 大正前期 (推定)	二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入・妻入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 妻入
本上町	小田切家住宅 (ゲストハウス蔵)	山 カ	—	製糸業 小間物商 養蚕業	店舗兼主屋 土蔵	明治前期に改築 (推定) 明治中期 (推定)	二階 / 棧瓦葺 / 大壁 / 平入・平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 / 妻入
本上町	旧丸田家住宅 (ふれあい館しらふじ)	—	—	医院	主屋 洋館 長屋門 土蔵 雑蔵 土蔵	明治 9 年 (墨書) 明治 43 年頃 (推定) 江戸末期 (推定) 明治 43 年頃 (推定) 明治前期 (推定) 江戸末期 (推定)	二階 / 棧瓦葺 / 真壁 / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (黒漆喰) / 妻入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入 平屋 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 妻入 三階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 妻入
本上町	土屋家住宅	—	—	製糸業	店舗兼主屋 土蔵 便所 風呂場 長屋 長屋 長屋	明治前期 (推定) 不明 不明 不明 不明 不明 不明	二階 / 棧瓦葺 / 大壁 / 妻入・平入 平屋 / 棧瓦葺 / 大壁 / 平入 平屋 / 棧瓦葺 / 平入 平屋 / 棧瓦葺 / 大壁 / 平入 平屋 / 棧瓦葺 / 大壁 / 平入 平屋 / 棧瓦葺 / 大壁 / 平入 二階 / 棧瓦葺 / 大壁 / 平入
上町	神林家住宅	山 吉	神民	製糸業	店舗兼主屋 離れ 茶室	明治 18 年 (口承) 昭和 40 年頃 (口承) 明治 39 年 (口承)	二階 / 棧瓦葺 / 大壁 / 平入・平入 平屋 / 棧瓦葺 / 大壁 平屋 / 棧瓦葺 / 平入

武家住宅

所在地	家名 () 内は現施設名	—	—	—	伝統的建造物 (建築物)	建設年代 () 内はその根拠	構造形式
新町	小布施家住宅	—	—	—	店舗 主屋	明治後期 (推定) 文政 5 年 (墨書)	二階 / 棧瓦葺 / 大壁 (白漆喰) / 平入 平屋 (一部二階) / 棧瓦葺 / 大壁 / 平入

長屋

所在地	家名 () 内は現施設名	—	—	—	伝統的建造物 (建築物)	建設年代 () 内はその根拠	構造形式
常盤町 から移築	武家長屋	—	—	—	長屋	江戸末期 (推定)	平屋 (一部二階) / 棧瓦葺 / 大壁 / 平入

宗教施設

所在地	家名 () 内は現施設名	—	—	—	伝統的建造物 (建築物)	建設年代 () 内はその根拠	構造形式
春木町	墨坂神社	—	—	—	本殿 拝殿・祝詞殿	江戸中期 (推定) 安政 6 年 (推定) 建設、明 治 33 年 (棟札) 改築	平屋 / 柿葺 / 板壁 / 平入 (流造) 平屋 / 瓦葺 / 板壁 / 平入
東横町	日本キリスト教団 須坂教会	—	—	—	礼拝堂	昭和 8 年 (定礎石)	平屋 / 瓦葺 / モルタル壁 / 平入

旧牧家住宅〔山一〕

所在地：長野県須坂市大字須坂（東横町）

旧牧家住宅〔山一〕（現・須坂クラシック美術館）は東横町に所在する民家である。牧家は、江戸期から呉服商を営み藩の御用達もつとめた家で、山一製糸の代表をつとめた牧新七は、須坂の製糸業の発展を支えた製糸家の一人として、その功績は大きい。

屋敷地は、大正期に越寿三郎が譲り受けて息子栄蔵の住まいとし、昭和8年（1933）に本藤家が譲り受けた。その後、平成7年（1995）に須坂市が譲り受け、須坂クラシック美術館として活用している。中澤吉四郎家文書には、明治14年（1881）に作成された屋敷図がのこされており、ここから往時の屋敷構えを知ることができる。現在の屋敷地は、背後の大部分が失われているものの、大規模で間口が広く、道に面して土蔵、長屋門、上店が続き、その背後に主屋がたつ景観は、須坂の町並みに大きく寄与している。主屋の建設年代は、瓦の箋書きから明治13年と推定される。上店と長屋門も同時期（明治前期）、土蔵は明治後期の建設と推定される。

主屋は、木造二階建て、屋根を寄棟造りの瓦葺きとし、全面を中塗り仕上げの大壁造りとする。間取りは、近在の農家と同じ構成で、玄関、取次の間、次の間、座敷、その背後に北の間、納戸、奥座敷を配す。二間続きの座敷と奥座敷の設えは秀逸であり、

とくにその座敷飾りは華やかで、製糸家の住まいにふさわしい意匠となっている。

痕跡（次の間に仏壇跡があることなど）より、現在の姿は大正期に越寿三郎が屋敷地を譲り受けた際の改築によると推定され、この時に仏壇の位置の変更や座敷や玄関の改築を行ったと考えられる。牧新七と越寿三郎という、須坂の製糸業の黎明と発展を支えた二人の手によって形づくられた、貴重な製糸家住宅の遺産として位置付けられる。

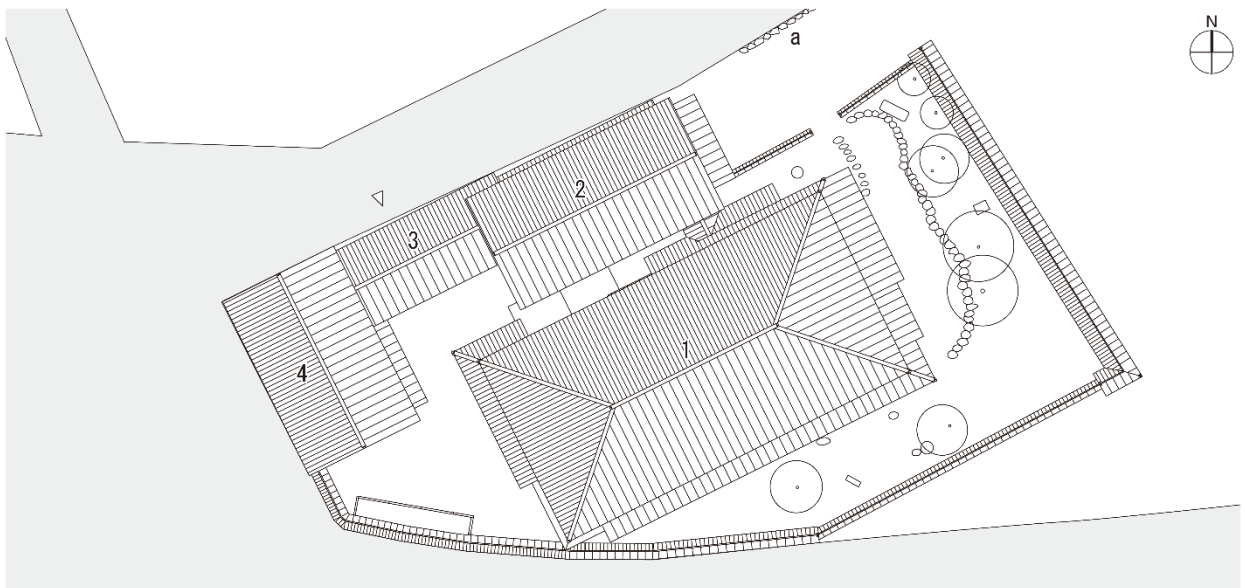


旧牧家住宅〔山一〕 外観

伝統的建造物（建築物）一覧

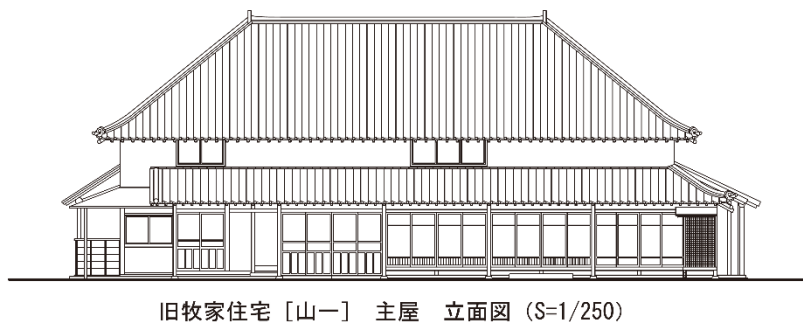
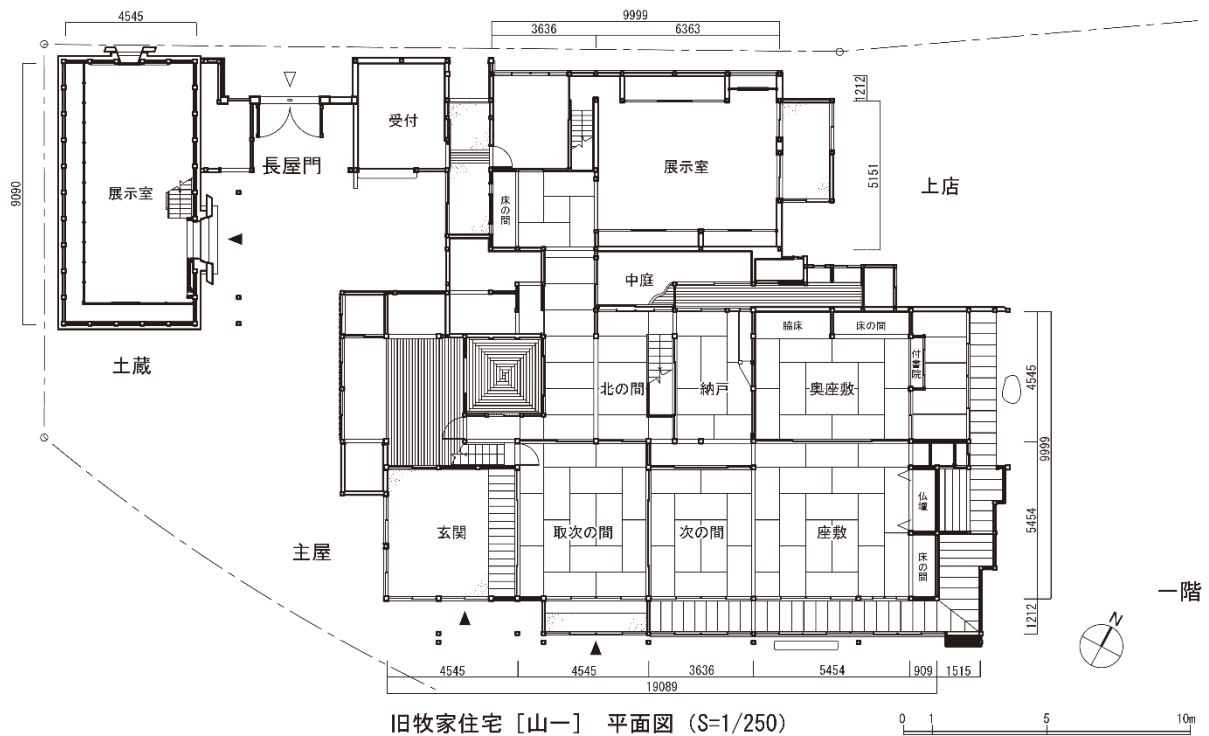
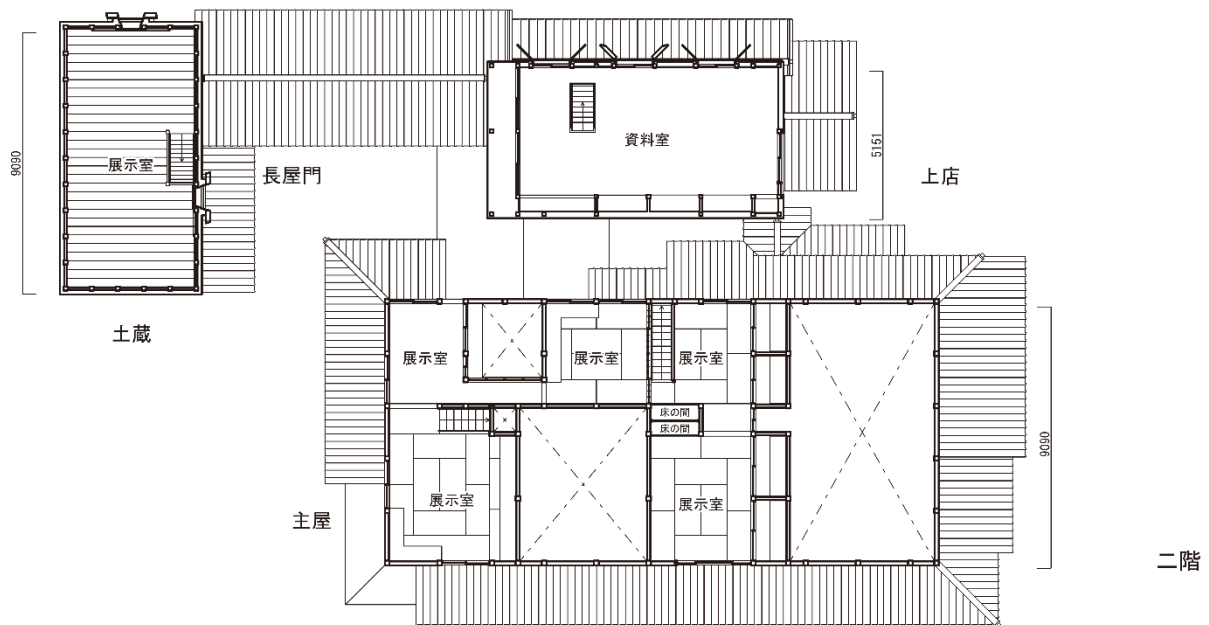
No.	名称	構造	建設年代（根拠）・備考
1	主屋	木造二階建て	明治13年（史料）
2	上店	木造二階建て	明治前期（推定）
3	長屋門	木造平屋建て	明治前期（推定）
4	土蔵	木造二階建て	明治後期（推定）

※工作物（a）については節末の別表を参照



旧牧家住宅〔山一〕 配置図（S=1/400）

0 1 5 10m



第5章 須坂地区の伝統的建造物群

第1節 町並み保存の考え方

町並み保存の考え方を考える際、保存理論への視座を広げ、保存理論に対する理解度を深める必要がある。このことは、町並み保存の考え方を外に向かって開いていく、たとえば、海外の保存理論に対して心を開いていき、それへの理解度を深めていき、その保存理論を自らのものとする必要がある。

町並み保存の考え方において、修理に調査を先行させることは世界で認められ、世界から求められていることである。修理に記録を伴わせることもそうである。

修理に先行させる調査、修理とそれに伴う記録といった作業を須坂という現場で進めると同時に、世界に開かれた形での知性を持って、世界から保存理論を学び取り、世界の保存事例にまなざしを向ける必要がある。

現在、須坂では、町並み保存の幅を広げる上で、以下の二つが考えられる。①小規模な建造物の価値を尊重すること、②築50年といった比較的新しい建造物を尊重すること。

そして、2020年の現在、われわれは、大災害をいくたびも経験した。安全安心、コミュニティによる初期消火、適切な耐震補強など、心がけなくてはならない。

さらに、須坂のなかを流れることで須坂の産業を促進してきた水路の一部が涸れている。水系の復元、それに伴う石積みの保全、必要に応じて復元していくことが求められる。

須坂が、また新しい考え方のもとで、より広く、あるいは、より深く、発展的に保存されていくことが、未来に考えられるのである。いまできることを考えること、そして、いまできないとしても、できる日が来たときの人々のために、未来をいま考えておく。

第2節 保存整備の基本方針

1. 町並みの保存整備

重層的に歴史が蓄積されたものの総体としていまの町並みを捉えることが、まずはその保存整備において重要である。前近代的なもの、近代的なもの、そして現代的なもの、これらが現在という面のなかに一つに編み込まれたものが、いまの町並みなのである。町並みの保存整備は、とりわけ、伝統的建造物の修理や新たな建築の修景を通じて、様々な時代のものが編み込まれた面を繕う作業としてみることもできるだろう。この作業において、とくに留意すべき点を述べる。

(1) 山岳景観との調和

須坂地区を俯瞰的に捉えると、根子岳や四阿山などの山地から流れ出る河川がつくった扇状地の上に、南北・東西に通る街道を基軸として形づくられた集落としてみることができる。周囲の山々への眺望は素晴らしく、とくに南北軸の先には戸隠山や飯綱山といった北信五岳がそびえる雄大な山岳景観が広がる（図13）。つまり、須坂地区はこうした山岳景観を望むことのできる視点場でもあるのである。そして、少し離れたところから、遠景あるいは中景として須坂地区の町並みをみようとした時、必ず須坂地区からみることのできる山岳景観が、町並みの背後にあらわれるのである。この点は町並みの整備において常に意識が必要である。町の内からみた山岳景観、そして、町の外からみた山岳景観、そのどちらにも調和する町並みが望ましい。

(2) 街道の連続性

南北・東西に通る街道は、須坂地区の町並みにとっての基軸となる重要な要素である。この街道に沿った町並みをいかに伝えていくか、この点が町並みの保存整備にとって、まず大切である。伝統的建造物のたち並ぶ街道の景観を切らすことなく、その先へとつなげていく必要がある。街道は、直線的ではあるものの、若干の揺らぎをもちながら、先へ、その先へと誘う。直接的にはみることのできない次なる拠点へとつながる道筋として、文化的な期待感を生むような連続性のある町並みとするのが望ましい。

(3) 表構えの多様性

街道に沿ってたつ民家は、土蔵造りを基本としながらも、表に平面を向けるものと妻面を向けるものが混ざりたつ特徴的な町並みを構成している。また、なかには茅葺き屋根、板葺き屋根のものもみられ、在郷町の雰囲気も醸す。また、ながい町の歴史のなかで、個々の屋敷地が分筆、合筆された結果として、屋敷地の間口に大小が生まれ、それにあわせた多様な表構えが形づくられてきた。街道の景観は、店舗と主屋に加え、これらに付属する門や塀、土蔵などからなり、間口の大小によって異なる表構えが構成されているのである。こうした表構えの多様性こそ、街道の景観にとって重要であり、町並みの保存整備を考える際にも尊重したい点である。

(4) 奥への視線

街道に沿ってたつ民家は、間口いっぱいに店舗を構えていない。多くの場合、間口の端に門を設けており、そこから続く外通路を介して、屋敷地の奥へと入る。住まいの入り口は、門を潜り、外通路を進んだところにあり、住まいの入り口が、商いの場から切り離されて、別に設けられているのである。この門と店舗の関係を連続的に捉えると、店舗、門、店舗、門…と並び、リズムカルな町並みを生んでいることに気がつく。

門は、屋敷地の奥へと視線を導く。街道を歩いていて門扉（あるいは潜戸）が開放されている時、途端にその視線は、外通路や主屋の玄関、手入れのいきとどいた庭や立派な土蔵のたつ、人々の生活が垣間みえる魅力的な奥へと惹きつけられる（図14）。また、製糸業で栄えた近代の記憶を伝える付属屋が多く現存していることも奥の魅力の一つである。町並みは、表だけで構成されているのではない。奥には、町のなかで育まれてきた文化が人々の暮らしとともに継承されている。奥をもう一つの町並みとして捉え、町並みの保存整備において大切にすべきである。

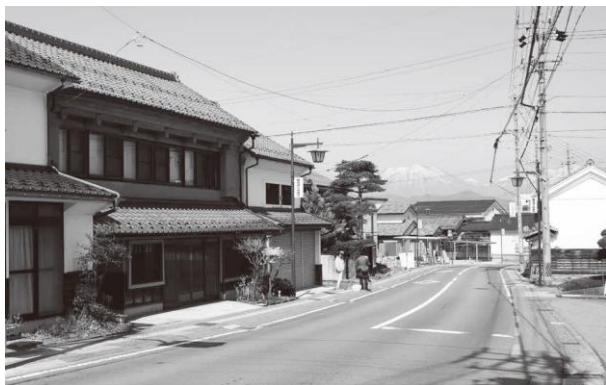


図13 町並みと山岳景観：町の内から



図14 奥への視線：門の先に垣間みえる奥

あわせて、小路などによる奥への誘導、そしてその先にある裏への広がりも町並みの保存整備において大切にすべきである。街道や小路によって区切られた町は、街区を構成している。表と裏が明快な街区もあれば、裏に形成された長屋からなる街区などもあり、それぞれが個性的である。このまとまりも町を構成する単位として重要であり、町並みの保存整備においてまもるべき対象となる。

2. 建築物の保存整備

(1) 屋敷地および屋敷構えの継承

町を構成する最小の単位として、屋敷地がある。いわば町を形づくる最小の細胞として、屋敷地があるのである。町の伝統的な形態を継承していくためには、まず、この屋敷地の形態を継承していくことが大切である。

屋敷地の形態にあわせて、個々の建築物がたてられており、その配置によって固有な屋敷構えが構成されている。この屋敷構えもながい時間をかけて、その地域ならではの土地と建物の関係が模索されてきた結果であり、できる限りその継承が望まれる。ただし、例えば製糸業の盛衰が物語るように、時代が変われば、個々の建築物の用途は変更されてきた。これからの建築物の保存整備においても、向かうべき町づくり（住まう町、観せる町など）のイメージにあわせて、活用に向けた用途の変更は積極的になされるべきであろう。

(2) 建築物の多様性

表構えが多様であるのと同様に、個々の建築物も多様である。須坂地区の民家の大部分は土蔵造りであるが、建築物の外観に関していえば、妻入りなのか、平入りなのか、といった大きな差異にはじまり、屋根葺き材、外壁の仕上げ、さらにいえば、軒まわりなどの細部意匠をとっても、個々の建築物には必ず違いがみられる。

この多様性は、建築物の用途とも関係し、また、建築物が建設された時代、さらには家の歴史などとも関係する。建築物の保存整備においては、こうした多様性の背景（建築物の建設や増改築の背景となった歴史）をきちんと読み解いたうえで、多様性を尊重した修理が求められる。安易な統一は、建築物の多様性を損ない、建築物に伝えられてきた歴史の喪失にもつながるため、注意が必要である。

(3) 個々の価値に照らした整備

建築物の多様性とも関係して、建築物には大きなものや小さなもの、豪華なものや簡素なものなどがある。大きなものに価値があり、小さなものに価値がない、あるいは、豪華なものに価値があり、簡素なものに価値がない、といった物質的な価値判断は適当でない。町や屋敷地の歴史を紐解けば、どの建築物にも歴史があり、存在の意味がある。この意味こそが、建築物の価値なのである。

建築物の意匠や形態、間取りや構造、材料にも、それぞれ歴史的な意味が含まれている。この歴史的な意味合いとも向きあいつつ、保存を行うことが大切であり、また、活用においては、これを活かした新たな方法の提案が望まれる。建築物に伝わる歴史的な文脈を読み解き、この文脈に新たな物語を加えて再編していく保存整備が必要なのである。

4. 修理・修景に向けて

修理については、建造物の建設や増改築の履歴を紐解くことから始める必要がある。修理に先立つ調査において、建設当初の痕跡や増改築によってのこされた痕跡をきちんと把握し、これにもとづいて、建造物の姿に関する具体像を復原することになる。地域にのこされている古写真なども、その手助けになるに違いない。この作業によって、場合によってはすでに失われてしまった建造物の個性も取り戻すことになる。

その際、建造物の保存・活用の方針を定めておくことが大切である。保存と活用は本来、その両輪によって保護がはかられるものである。どちらかがバランスを崩せば、適切な保護はなされない。その意味で、修理において保存と活用の方針を定めることは、その建造物を未来に向けて保護する際の最も重要な過程となる。

保存と活用の方針を定める際、まず必要となるのは、建造物の復原にあたって、どの時代の姿に復原するか、という点であろう。建造物は、必ずしも当初の時点に最も価値があるとは限らない。建造物にまつわる歴史を紐解けば、比較的に新しい時代に価値が見出されることもあるだろう。また、当初の姿のままにのこされている建造物は少なく、時代の必然性をもって増改築がなされている。須坂地区の民家の場合、段階的な変容を経て現在の姿に至っているものが多い。例えば店舗と主屋が別棟で構成されているものが数多く確認できるように、異なる時代にたてられた複数棟の建造物が接続している場合もあり、一つながりの建造物であっても、一つの時代に復原することが困難なものが多い。こうした建造物においては、段階的な変化の過程を積極的に評価する姿勢も必要となろう。

つぎに必要なのは、建造物をいかに修理するか、という技術の問題である。建造物の修理においては、伝統技術の継承も欠かせない。木工事、左官工事、屋根工事などに関する伝統技術は、戦後、その継承の機会を減らし、現在では失われつつある。そのため、建造物の調査や修理の機会において、伝統技術を学びながら、これを継承するための努力が必要となる。伝統技術の学びや継承においては、建築士や建設業者、職人、研究者や行政職員などからなる組織も必要となろう。また、防災などの観点をふまえれば、場合によって伝統技術と先端技術の融合も必要となる。その際には、建造物の価値とも照らしながら、先端技術の導入の程度や方法に関する判断が重要となる。

修景については、修理に関する基本的な考え方をふまえて、新築や改築を考える必要がある。新築や改築される建造物も、伝統的な町並みを構成する一つ一つの大切な要素である。既存の環境である伝統的な町並みとの調和というテーマは、今後、修景によってたちあらわれてくる新たな建築に共通する課題であり、過去を振り返れば、須坂の伝統的建造物とはどのようなものかといった疑問とともに、また、未来を向けば、須坂らしさとは何かといった疑問とともに検討されるべき問題であろう。この課題は、常に持ち続けるべきもので、これに対する回答こそが、伝統的な町並みを生きた町並みとして更新していく作業を生むのである。

こうした検討を補助するものとして、建造物の規模や高さ、構造、材料、意匠などからなる、修景の基準が必要である。これらの基準は、伝統的建造物の観察によってそれぞれの内容が定められる必要がある。なお、これは建築物のみならず、塀や門などの工作物においても同様である。

第6章 地域資産を活用する取組み

第1節 保存整備の現状

須坂地区周辺では、これまでに様々な事業や制度を活用しながら地域住民と行政が連携して保存整備が進められ、伝統的な町並みの保存・育成を行ってきたが、当然課題も数多くのこる。

まず、前提として、町並みを構成しているのは個々の建造物などであり、それは各所有者の資産である。そのため、所有者の方々には町並みの価値を再認識いただき、建造物や樹木なども含めた景観の維持に努めていただく必要があるが、各所有者は近年のライフスタイルの変化や、伝統的建造物特有の維持管理の難しさなど、様々な課題を抱えている。

なかでも、所有者の方がとくに不安を感じているのが後継者の不在である。今回の保存対策調査にご協力くださった所有者の多くは、所有する建造物が伝統的建造物として後世まで長く保存されることを望んでいるように感じる。一方で、後継者がいない場合や、次の代には伝統的建造物の価値が理解されないのではないか、といった不安を抱えている場合もあり、後継者不在の伝統的建造物を維持していくための仕組みづくりが重要である。

一方で、伝統的建造物の所有者の理解と協力だけでは課題がのこる。須坂地区内には高層マンションや近年建設された新築家屋も当然存在しており、そこに住む住民の理解や意識の高まりも必要となる。また、これまでの街なみ環境整備事業や市独自の補助制度による修景についても不安がのこる。当時の修景基準が適切な調査結果を踏まえて定められたかを確認し、今回の調査結果による須坂地区の伝統的建造物群の特性を維持しているか、検証を行う必要がある。

このほかにも今後様々な課題が出てくる可能性は少なくない。これらの課題に対して、伝統的建造物群保存地区制度（以下、伝建制度）等の補助制度の活用や後継者不在による空き家などに対する諸施策の検討など、行政として課題解決の方向性を見出す必要がある。

第2節 保存活用計画の考え方

1. 基本方針

(1) 須坂地区の現況

須坂地区の町並みは、中世から2本の街道沿いを中心に町場が形成されており、その骨格や陣屋町としての特徴や地割りが現代まで継承されていることが本稿で指摘されたところである。また、第4章で示された通り、須坂地区周辺には江戸末期から昭和前期にかけてたてられた多様な伝統的建造物が数多くのこり、在郷町としての特徴もみとれる。

須坂地区は2本の街道沿いの町並み景観に寄与しており、土蔵造りを中心とした表構えが形成されている。また、その奥には製糸業の発展を支えた土蔵群や付属屋などが現存しており、街道に面さない裏の空間に現存する長屋群などとともに良好な町並みを形成している。

一方で、都市計画道路の開通などにともない、表と裏を形成していた一筆の敷地は、裏側の道路を表として転換し、敷地が分筆されているものも見受けられる。つまり、第4章で示された通り、敷地の間口規模については近世由来であるものの、奥行きについては近世や近代の地割が一部崩れているといえる。しかし前述の通り、裏や奥の空間には土蔵や付属屋、長屋などの伝統的

建造物は数多く現存しており、須坂地区の良好な空間を形成する重要な要素である。

また、須坂地区内には、伝統的建造物以外にも様々な形式の建物が現存する。これらのなかには、木造でない建物や高層のマンションなども確認されるが、須坂地区周辺は須坂市景観計画の「景観育成重点地区」に指定されているため歴史的な町並みに調和した景観の育成が進んでいる。

(2) 町並み保存の方法

町並みの保存にあたっては、地域住民と行政当局が一体となって、地区内における伝統的建造物群を保存するため、修理・修景等を行い、あわせて関連する文化財の保護に努めるものとする。

須坂地区の固有性を維持するため、各敷地の利用形態を保存し、建造物等については街路および地区から望見できる範囲の外観と構造・間取りを保存する。土蔵などの付属屋については、主として外観を保存する。

保存を要する物件を定め、これらの伝統的建造物の特性を把握したうえで保存整備計画を策定し、修理事業を進める。樹木などの自然や石積みなどの工作物もこれに含める。

地区住民への普及啓発や来訪者に向けた説明板や案内板を設置するとともに、博物館分館および歴史的建造物公開施設、観光案内施設などと連携し、公共施設等の整備・拡充を計画する。

地区内の建造物は木造が多く、密集してたっており、老朽化が著しく瓦がずれ落ちかけて落下する危険性の高いものや、既に傾斜している家屋も散見される。また、小路の幅員も狭小である。これらから、地震による被害軽減と火災予防に対する消火設備の設置を地区保存の重点事項とし、倒壊危険度の高い家屋の把握に努め、応急的補強の実施と防火体制の計画・整備を早急に行う。

これらの事業を実施するにあたり、防災施設の整備等は市が行う。一般の民家等における防災対策・減災対策や、修理・修景事業等を所有者が行う際には、市の補助事業として行うことができるものとする。

2. 保存活用計画の方針

(1) 保存地区の考え方

保存地区の範囲の考え方については、以下に述べる条件を元に、須坂地区で最もふさわしく、かつ妥当な範囲を設定する。

第一に、江戸期や明治期の史料にもとづいた歴史的範囲として、近世から須坂村として成立していた範囲である現在の大字須坂内を対象とする。

第二に、近世から重要な路線として利用されてきた谷街道および大笹街道沿いを中心に、歴史的町並みがつながりとまとまりを持っている範囲を対象とする。

第三に、近世から近代にかけて製糸業の発展とともに建設された土蔵造りを中心とする建造物や、昭和前期までに建設された建造物（築 50 年以上を経たもの）など、須坂地区の伝統的建造物群の特性を有している建造物が多く、歴史的町並みが形成されている地区を対象とする。

第四に、須坂地区の歴史を示す石積みや水路、樹木などの工作物や環境物件がよくのこっており、良好な景観を形成している地区を対象とする。

保存地区の決定については以上の条件を考慮し、本報告書や地域住民説明会などを通じて、住民等で組織されるまちづくり団体や地域住民等と伝建制度導入や保存地区範囲などに関する協議・検討を行い、地域の合意が図られたのちに決定するものとする。

(2) 保存対象物件の考え方

今回の保存対策調査において、須坂地区周辺には江戸期から現代までの、様々な時代の建造物などが現存することが判明している。保存活用計画では、それらの建造物のなかで、保存地区の歴史的風致を構成する保存対象物件を特定する必要がある。ここでは、〈伝統的建造物〉〈環境物件〉に分け、さらに〈伝統的建造物〉を（建築物）と（工作物）に分けて保存対象とする物件について示す。

まず、〈伝統的建造物（建築物）〉については、須坂地区内において、現在復原することが容易でなく、かつ歴史的風致に寄与するものを保存対象とするのがふさわしい。そのため、須坂地区内で確認される江戸期から昭和前期に至る期間にたてられた建築物のうち、須坂地区の伝統的建造物群の特性を有していると認められるものを〈伝統的建造物（建築物）〉と定める。

つぎに、〈伝統的建造物（工作物）〉については、〈伝統的建造物（建築物）〉と同様に、江戸期から昭和前期に建設され、須坂地区の伝統的建造物群の特性を有している工作物を保存対象とする。須坂地区内では、ぼたもち石積みと称される石積みや門、塀、石造物などが想定される。

また、〈環境物件〉については、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要があると認められる物件（土地および自然物）を〈環境物件〉として定める。須坂地区内では、裏川用水と称される用水路や庭園、樹木などが想定される。

これらの保存すべき物件のうち、所有者が同意した物件については保存活用計画において特定物件とすべきである。また、当初は所有者が不同意である物件についても、伝建地区指定後の保存事業の進行により保存への理解が進むと思われるので、継続的に同意の依頼を行い、特定物件の増加を図ることが可能であると考える。

(3) 保存整備の方針

須坂地区は、江戸期から明治期にかけてたてられた土蔵造りをはじめとする、多様性のある伝統的建造物群が特徴であり、比較的よく原状を維持している建造物が多い。そのため、伝統的建造物の修理は、そこにのこる史的情報を継承するために現状維持を基本とする。

一方で、須坂地区内には改造や経年による老朽化や破損、歴史的風致に調和しない改変もみられる。これらの建造物については、適切な修理を行うことで、須坂地区の風致に適合した外観への復原が可能である。

このことから、伝統的建造物の所有者をはじめ、地区住民の理解と協力のもと、快適な生活を確保したうえで歴史的風致を保存すべく、伝統的建造物の「修理基準」を、また伝統的建造物以外の建物の新築や増改築等については、施主が伝統的様式に則った修景を希望する場合の「修景基準」をそれぞれ定め、伝統的建造物とそれ以外の建造物が調和し、かつ歴史の重層性を継承するような修理・修景を行う必要がある。ほかにも、これらの基準に満たない建造物が最低限歴史的風致を損なわないための「許可基準」を定める必要がある。

また、環境物件についても「復旧基準」を定め積極的に復旧を図り、特に保存を定めた樹木や石積み、自然物等についてその保護に努め、積極的に整備を行う。

これらの修理・修景・復旧基準にもとづく保存整備事業については、須坂市が経費的な助成や技術的支援を行い、伝統的建造物の現状把握や所有者の修理意向等の把握を進め、地域住民による団体や建築士等の技術者と連携して計画的に進めることが必要である。

第3節 地域資産活用に向けた展望

1. 保存体制の構築

伝統的な町並みを将来にわたり保存・活用するためには、伝統的建造物や環境物件などの修理修景や復旧、維持管理はもちろんのこと、街路や防災施設の整備、観光・商工業の振興、交通体制の維持拡充、休眠状態にある空き家や空き地の有効活用、地域の歴史資産としての活用など、総合的かつ横断的な取り組みが必要である。

総合的な施策の実施は、文化財保護部局のみで対応できるものではなく、都市計画や建築、道路、商工業、観光、税制、財政などの庁内関係部局からなる庁内連携会議やプロジェクトチームの編成など、市行政が一体となった体制づくりが必要である。

一方で、行政の一方的な施策の実施だけでは、伝統的な町並みを保存することはできない。前述した通り、町並みを構成するのは個々の建物であるため、地区内および周辺地域の建造物の所有者の協力が必要不可欠である。

第1章でも述べたが、地域住民を主とするまちづくり団体が昭和61年(1986)以降活動を行っており、平成24年(2012)には新たな団体の活動も始まっている。これらの2団体を中心に、今後も伝統的建造物所有者だけでなく、地域一体で伝統的建造物や環境物件、およびそれらが作り出す伝統的な景観を保存・育成していくことが重要である。

また、まちづくり団体のほかにも、地域の文化財保護団体や祭典行事等の伝統文化を継承する保存団体、商店業者による団体など、須坂地区周辺では多様な団体が地域に根付いた活動を行っている。これらの団体の連携が、地域の魅力向上や地域経済の活性化などに一層の役割を果たしていくものと期待される。

2. 諸施策との連携

須坂地区周辺では、これまでも様々な制度が活用されてきた。既存の制度と併用して伝建制度を運用すれば、須坂地区全体の歴史的風致に即した整備がより一層進むことが期待され、町並みの評価そのものが向上すると思われる。

一方で、これらの施策を運用するには建造物の所有者はもちろん、修理・修景や新築に携わる設計士や職人の理解が重要である。特に設計士は様々な制度と所有者をつなぐ重要な役割を担っており、伝統的建造物への理解を深める研修制度を設けるなど設計士や職人の育成も必要となる。

また、伝統的建造物の所有者は様々な悩みを抱えている場合も多く、伝統的建造物の所有者が様々な制度に理解のある設計士や、行政職員などへ気軽に相談できる環境を整備する必要がある。あわせて、空き家や空き地などと周辺の土地を一体的に活用・整備するランドバンク（ランドバンキング）のような手法の導入についても検討していきたい。

ほかにも、地域の歴史資産を生涯学習や商業・観光の資源としてとらえるならば、他施設との連携や案内看板等の整備が必要となる。また、市内の博物館や美術館、伝統的建造物の公開施設、観光案内施設などを広域的に連携させる「まるごと博物館構想」の取組みについても、地域資産を保存・活用する上で重要な役割を担うであろう。

制度の運用や施策は行政、まちづくりや活性化については地域住民が主となるようなおおまかな役割分担のもと、行政と住民が協働して町並み保存やまちづくりを行っていくことが望ましい。

須 坂

—伝統的建造物群保存対策調査報告書—
(概要版)

発行年月日 2020 年 9 月

編 集 須坂市須坂地区伝統的建造物群保存対策調査委員会

発 行 須坂市・須坂市教育委員会

〒382-8511 長野県須坂市大字須坂 1528-1

(まちづくり課・文化スポーツ課)
